

平成22年9月28日

総務大臣  
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温

答 申 書

平成22年6月29日付け諮問第3024号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
 に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (既設屋内配線の転用に係る平成22年度の工事費等の設定)

意見	再意見	考え方
意見1 光屋内配線についても、メタルの屋内配線と同様、ユーザへの無償譲渡を可能とするスキームを実現すべき。	再意見1	考え方1
<p>○ 現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償での譲渡が可能となっておりますが、ユーザー利便向上の観点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ メタル屋内配線については、工事の時点で、お客様に屋内配線工事費を「全額ご負担」頂いており、ユーザーへ無償で譲渡しているわけではありません。</p> <p>なお、本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更にかかる申請内容とは関係のないものと考えます。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更に係る申請内容とは関係のないものと考えます。</p> <p>なお、当社がメタル屋内配線を構築する場合には、屋内配線工事費をお客様にご負担頂いているため、「ユーザーへ無償での譲渡が可能」とのご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>(NTT 西日本)</p>	<p>○ 今回の接続約款変更案は、NTT 東西が所有する既設光屋内配線について、NTT 東西の加入光ファイバと接続して使用する場合における転用に係る工事費の負担額を定めたものであるが、利用者利便向上の観点からは、平成21年10月16日付情報通信審議会答申(接続ルール答申)でも示されたとおり、NTT 東西の加入光ファイバと接続しない場合において、NTT 東西の光屋内配線を接続事業者に譲渡するスキームの実現に向けて取り組むことが適当である。</p> <p>なお、当該譲渡を行う際には、相手事業者との双務性に留意しつつ、工事等に生じた費用等を踏まえた上で、その料金及び提供条件等を設定することが適当である。</p>
意見2 NTT 東西より申請のあった転用料金案は、転用した光屋内配線を再度 NTT 東西が利用(再転用)する場合にも一律に適用されるが、接続事業者が調達	再意見2	考え方2

<p>に要する費用は新設の場合と転用の場合で異なるため、新設により光屋内配線を設置した比率が高い事業者は取引上不利となる。したがって、運用実績を踏まえた上で、適時適切な見直しを検討すべき。</p>		
<p>○ 今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律料金となっていますが、事業者が光屋内配線を調達する場合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるため、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを検討して頂きたいと考えます。</p> <p>なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の償却状況を反映した見直しを継続するものと理解しています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 光屋内配線に係る工事費については、新設時、転用時それぞれの工事实態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、個々の光屋内配線設備の使用年数によらず、一律に料金を設定しておりますが、これは、多大なコストをかけて個々の設備毎に使用年数や設置の経緯等の管理・運用を行うよりも、他事業者様にご負担いただく費用が安くすむと考えるからです。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、毎年度の償却状況を反映した料金とする考えです。</p> <p>(NTT 東日本)</p> <p>○ 光屋内配線に係る工事費については新設時、転用時それぞれの工事实態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額(転用料金)については、現在、個々の光屋内配線設備毎に使用年数や設置の経緯を管理・把握しておらず、仮に個々の設備の使用年数に応じた料金を設定することとした場合、当該設備を管理・運用するために多大な費用や稼働が生じることから、他事業者様のご利用分を含めた光屋内配線全体の残価率を用いた一律料金を設定しているものです。</p>	<p>○ KDDI の意見にあるとおり、今回の転用料金(工事費)は、転用した光屋内配線を再度 NTT 東西に再転用する場合にも一律に適用されることであり、当該転用料金は、NTT 東西全体の光屋内配線の残価等から算定しているところである。</p> <p>この点、NTT 東西の再意見にあるとおり、転用料金の算定にあたって、設備毎に使用年数等について管理・運用することは多大なコストと稼働が生じることから、現時点で一律の工事費を設定することには一定の合理性がある。</p> <p>なお、NTT 東西においては、設備の償却状況等を反映した上で、毎年料金を改定することが必要であり、総務省においては、相互転用及びその支払額等に関する競争状況を注視し、必要に応じて適時適切な対応をとることが適当である。</p>

	既設設備負担額(転用料金)については、毎年度の償却状況を反映した金額とする考えです。 (NTT 西日本)	
意見3 NTT 東日本が接続約款変更案に規定した宅内工事を行わないメニューについては、NTT 西日本もメニュー化を早期に実現すべき。	再意見3	考え方3
○ 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT 東日本が今回申請した宅内工事を行わないメニューについては、NTT 西日本もメニュー化を早期に実現すべきです。これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。 (KDDI)	○ 当社としても、光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについて検討をしていく考えです。 (NTT 西日本)	○ 宅内工事を行わない光屋内配線工事の導入は、利用者利便の向上にも資するものであることから、NTT 西日本においても、その実現に向けて早期に取り組むことが適当である。 なお、NTT 東日本においても、今回規定された接続約款が速やかに運用可能となるよう関係事業者間で協議等を行うことが適当である。
意見4 B フレッツからフレッツ光ネクストに乗り換える際に、ユーザーに工事費を負担させるのは問題である。	再意見4	考え方4
○ 初期工事費について、NTT は結局の所、キャンペーンと称した永遠に続くかに思われる、実質無料(以前は完全無料)で運営がなされている訳で、工事料金については、下請けの通信建設会社を食わせる為の費用な訳だからどう算出されようが、たいした問題でない様に感じます。しかしながら、そのキャンペーンにおける不平等の方は、問題だと思いません。結局の所、政府指導の下、そのキャンペーンはブロードバンドの普及促進の為に「1人1回」を根拠にそのキャンペーンは行われている訳ですが、同一個人が引越先での再加入による工事費用がキャンペーン対象になるのに対し、B フレッツ(フレッツ光が不提供の時期に契約したから B フレッツを利用し		○ ご指摘の点は、NTT 東西の利用者向けのキャンペーン料金に係るものであり、今回の接続約款変更案に直接関係するものではないため、参考意見として承る。

<p>ていたのに)からフレッツ光に乗り換える際には、工事費用対象となります。ここで「1人1回」の根拠は崩れ去っています。通常の民間企業であれば、初期段階から契約しているお客様を大切にするために最新提供サービスへのバージョンアップに必要な経費について、無料キャンペーンをするのではないのでしょうか？本来、あるべき姿から逸脱した、消費者目線の無い企業という事になります。NTTの筆頭株主である国が、そういう指導をしている事は問題視せざるを得ません。この点は、アクセス網の分社化においても、同様の事が言えると思います。他社利益にしかならない、経営方針を筆頭株主が打ち出し、実行するなど、民間会社では、あり得ない話ですよ。筆頭株主自らが、そんな事をするのなら、他の株主が納得出来るだけの根拠を示さなければいけないと思います。それは、NTTの社長がすべき話ではなく、国が一般の株主にきっちり説明する事ですから、勘違いなされない様にお願ひ致します。民営化されど国営的な企業である事は事実として認識した上で、他企業は20年前に新規参入された企業の口車に乗る事が、政策だ言うならちゃんちゃらおかしい話ですよ。</p> <p>(個人)</p>		
—	再意見5 既設光屋内配線の転用ルールの整備は、ブロードバンド利用率向上を考える上でも有効であり賛成。	考え方5
	○ FTTH 市場における事業者間競争の環境整備及び利用者利便性の向上を目的とした今回の既設屋内配線の転用ルール整備につきまして、賛成致します。	○ 賛同意見として承る。

	<p>本件及び本年 3 月に認可された「FTTH サービスの屋内配線に係る使用料等の設定」につきましては、現在 ICT タスクフォースにて活発に議論がされている「光の道」構想実現のためのブロードバンド利用率向上を考える上でも、有効な施策であると考えます。</p> <p>今後においても、今回のように接続事業者及び利用者からの意見や課題提起を踏まえ、ブロードバンド利用率向上のための検討が引き続き行われていくことを期待致します。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--